

# 中国の馳名商標制度と実務

## —企業ブランド保護の旗艦

観永法律事務所 マネージングパートナー 黄義彪 弁護士

2024年11月



# INTRODUCE

## 講演者プロフィール

### 黄義彪

観永法律事務所 マネージングパートナー  
北京中周法律応用研究院 理事長  
北京市法学会 第8回理事会 常務理事  
北京弁護士協会 トップ10 知的財産権弁護士  
2018-2019年 国家優秀知的財産権士 TOP 50  
中国知的財産研究会 理事  
全国弁護士協会 知的財産権委員会 委員

# CASE

## 典型事例

- 「KODAKエレベーター」馳名商標事件
- 「無印良品」馳名商標シリーズ事件
- 「中信家具」馳名商標事件
- 「新華辞典」未登録馳名商標事件
- 「今日头条魚」馳名商標事件
- 最初の司法認定未登録馳名商標--「蒙牛特侖蘇」
- 最初の最高検察院控訴商標権侵害事件---「貴妃酢」
- 最初の並行輸入商標事件-ミシュランタイヤ
- 最初の司法認定音商標--騰訊「didididididi」
- 最初の司法審査による地理的表示の無効--「潼関肉夾饅」



# 目次

## CONTENT

...

- 01 商業標識の概要
- 02 中国馳名商標制度の沿革
- 03 馳名商標の認定と保護の方法
- 04 馳名商標の特別保護
- 05 馳名商標の認定と保護の実務



# 01 商業標識の概要

PART ONE



## 商業標識システム

### 登録商標

商品商標 役務商標 団体商標 証明商標

### 未登録商標

一般未登録商標 一定の影響を持つ商品/役務の名称  
一定の影響を持つ包装・装飾

### 地理的表示

製品の地理的出所、役務まで保護できる

### 商号/屋号

メーカー名 商号 企業屋号 企業名称

### 商品化権益

リアル/バーチャル・キャラクター名/イメージ 作品名等

### トレードドレス

製品外観 店舗外観 ウェブページデザイン ドメイン  
タ

注： 1. 登録商標以外は不正競争防止法により保護される。地理的表示は単独で権利を主張できる。

2. 商業標識の間に重複がある。

『商標法』第8条：自然人、法人或いはその他の組織の商品と他人の商品を区別し得る如何なる標章、これには文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色の組み合わせや音声等、及びこれらの要素の組合せを含み、全て商標として登録出願することができる。

## ● 商品商標



SUNTORY  
三得利



## ● 役務商標



LAWSON  
罗森

## ● 団体商標

庵治石

西陣織

Champagne

## ● 証明商標



- 一般未登録商標

- 一定の影響を持つ商品の名称

- 白酒の名称: 北京醇、綿竹大曲



- 書籍の名称: 男は火星から、女は金星からやってきた



- 一定の影響を持つ役務の名称

- ゲームの名称: CALL OF DUTY/使命召喚



- 観光役務: 去哪儿 (Qunar)

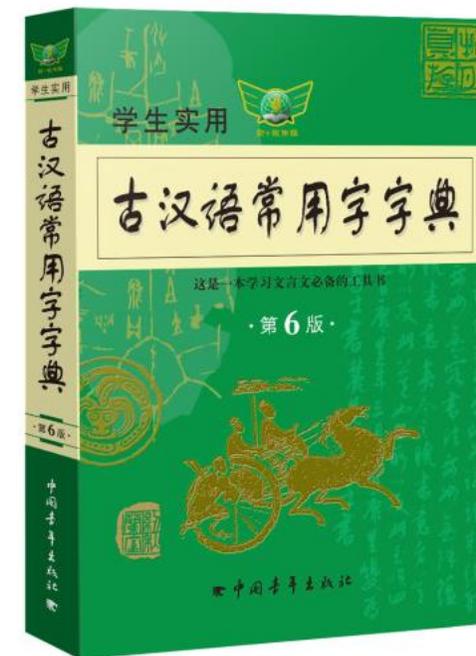


## 一定の影響を持つ商品の包装・装飾

➤ 飲料缶のデザイン: レッドブル、六個核桃

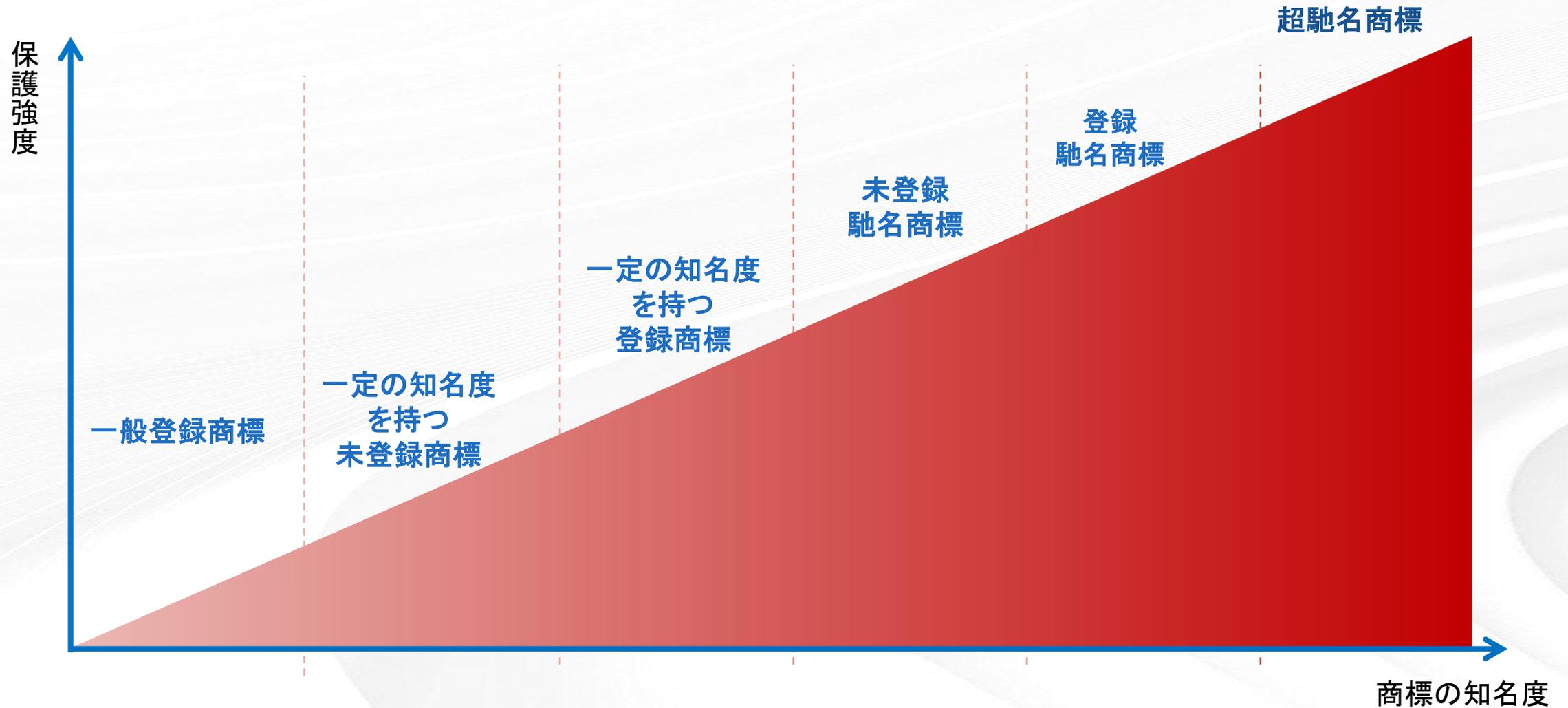


➤ 書籍の装飾デザイン: 古代中国語の常用語辞典



➤ 店舗外観: 弥山旅館装飾





『パリ条約』第1条〔同盟の形成・工業所有権の保護の対象〕

(2) 工業所有権の保護は、特許、実用新事件、意匠、商標、サービス・マーク、**商号**、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止**に関するもの**とする。

**第8条**：商号は、商標の一部であるかどうかを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない。

『不正競争防止法』第6条

事業者は、他人の商品である又は他人と特定の関連性があると関連公衆に誤認を生じさせる次の各号に掲げる混同行為を実施してはならない。

(二) 他人の一定の影響力のある**企業名称(略称、屋号等を含む)**、社会組織名称(略称等を含む)、氏名(ペンネーム、芸名、訳名等を含む)を無断で使用する。

GUIDE  
TO THE APPLICATION OF THE  
**PARIS CONVENTION  
FOR THE  
PROTECTION OF  
INDUSTRIAL PROPERTY**

AS REVISED AT STOCKHOLM IN 1967

by

Professor G. H. C. BODENHAUSEN  
Director of BIRPI



UNITED INTERNATIONAL BUREAU  
FOR THE PROTECTION  
OF INTELLECTUAL PROPERTY (BIRPI)

概念：製品外観、店舗外観、ウェブページデザインなどを含む、商業経営活動に使用される識別性のある外観のこと。

『不正競争防止法』第6条：事業者は、他人の商品である又は他人と特定の関連性があると関連公衆に誤認を生じさせる次の各号に掲げる混同行為を実施してはならない。

(一)他人の一定の影響力のある**商品の名称、包装、装飾**等と同一又は類似した標識を無断で使用する。

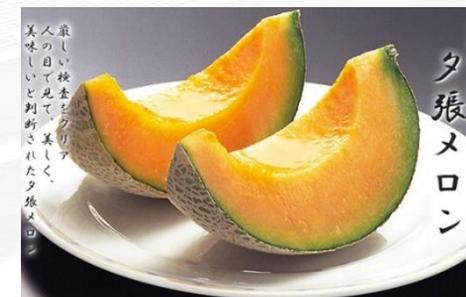
(三)他人の一定の影響力のある**ドメイン名の主体部分、ウェブページ名称、ウェブページ**等を無断で使用する。

「『中華人民共和国不正競争防止法』の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第8条：事業者の営業場所の装飾、営業用器具の様式、従業員の服装からなる**独特の様式を有する全体的な営業イメージ**について、人民法院は、これを不正競争防止法第6条第1項に規定する「装飾」と認定することができる。



『商標法』第16条第2項：前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の**特定の品質、信用**又は**その他の特徴**が、主に当該地域の**自然的要素又は人文的要素**によって形成されたものの表示をいう。

TRIPs第22条：この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その**確立した品質、社会的評価その他の特性**が当該商品の**地理的原産地**に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。



## 地理的表示は知的財産の単独客体である

『民法典』第123条：知的財産権とは、権利者が法により次の各号に掲げる客体について享有する専有権を指す。

(一) 作品

(二) 発明、実用新案、意匠

**(三) 商標**

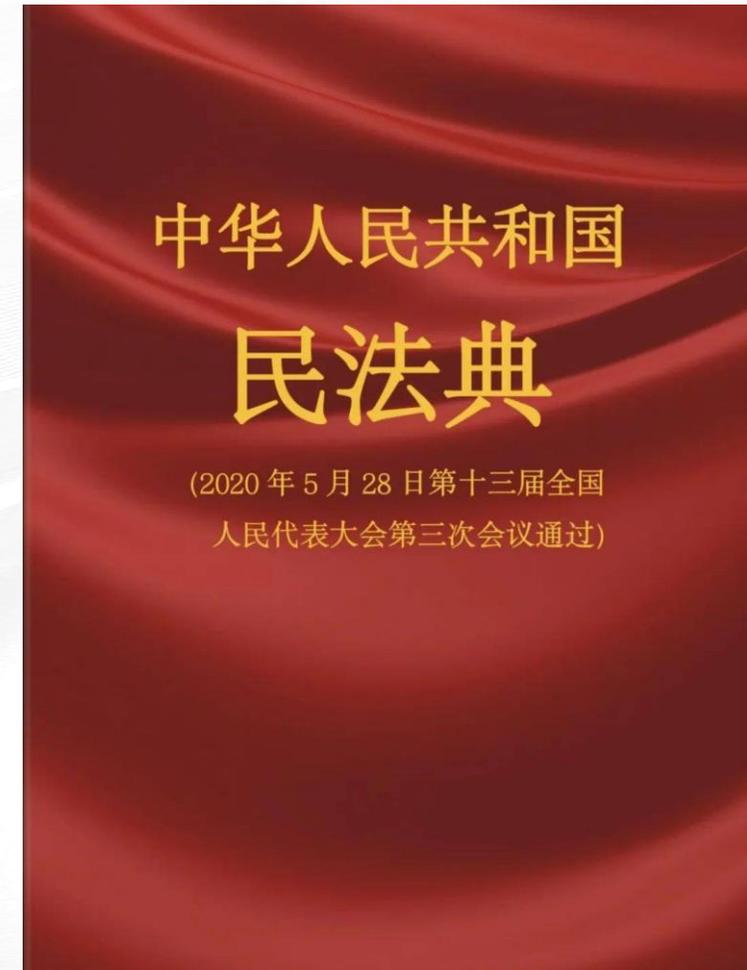
**(四) 地理的表示**

(五) 営業秘密

(六) 集積回路の回路配置

(七) 植物新品種

(八) 法律に定めるその他の客体。



- 中国の地理的表示保護制度
- 国際的には3つの保護形態がある。 **商標法保護、特別法保護、不正競争防止法保護**
- 中国の地理的表示保護の特徴：標識保護と製品保護の二重システム

➤ 国家知識産権局商標局

- ◆ 商標：『商標法』『団体商標、証明商標の登録と管理規定』

➤ 国家知識産権局保護司

- ◆ 地理的表示製品：『地理的表示製品保護弁法』

➤ 農業農村部

- ◆ 農産物の地理的表示：『農産物の地理的表示管理弁法』
- ◆ 2022年11月17日、農業農村部の通達第623号によって『農産物の地理的表示の登録手続』が廃止された。



## 最初の地理的表示の無効事件--潼関肉夾饅

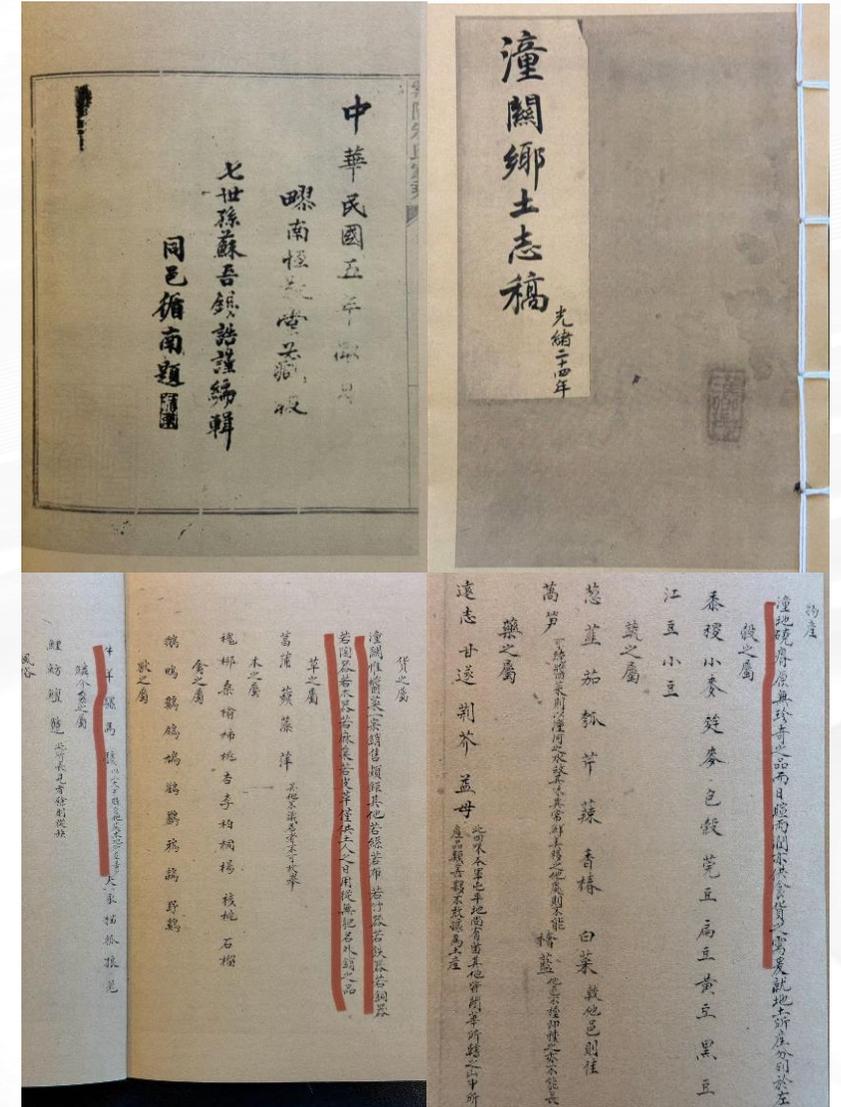


## 典型的な意義:

1. 地理的表示の実体的要素を満たさない地理的表示商標については、無効宣告請求が可能である。
2. 地理的表示の実体的要素を満たさない地理的表示商標は、無効とするべきである。「潼関肉夾饅」は地理的要素によって決定される特定の品質、評判及びその他の特徴を有していない。

## • 北京知的財産権法院の認定結果:

- これは、「地理的表示商標が登録出願の段階で商標審査部門の審査に合格し、登録査定を受けていれば、それ以降他の主体はその地理的表示が商標法第16条第2項に規定する条件を満たすかどうかについて争うことはできない」ということになるのか。
- 当院はそうではないと判断する。一つの標識が地理的表示を構成する条件を満たすかどうか、地理的表示となり得るかどうかは、本質的に「事実の認定」であり、しかもこの事実は固定的で変わらないものではない。したがって、商標法第16条第2項は商標無効の直接的な法的根拠ではないが、一定の状況下において商標無効宣告請求の事実認定の根拠となることを排除することはできない。



- キャラクター名、イメージ、作品名等は不正競争防止法、著作権法によって保護される
- 商品化權益の保護事例

➢ 支持された事例：クレヨンしんちゃん、カンフーパンダ、葵花宝典



➢ 支持されなかった事例：娃哈哈、五朵金花





# 中国驰名商標制度の沿革

PART TWO



## 商標法發布前の商標保護

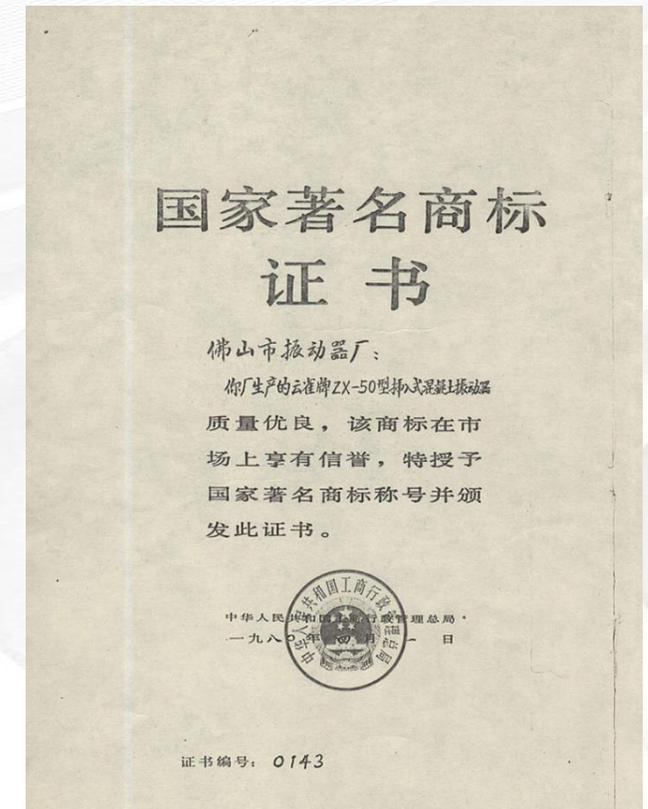
- 1979年、商標登録制度が再開。
- 1980年11月、工商行政管理総局は、1979年に国家品質賞を受賞した138社が使用した129件の商標に『国家著名商標証明書』を発行した。
- 1982年8月、中国が『商標法』を發布したが、馳名商標保護に言及しなかった。
- この時期では、馳名商標保護制度はまだ確立されていなかった。



1980年获国家著名商标称号  
The National Famous Trademarks in 1980



一九八〇年“天鵝”牌人造絲榮獲国家著名商標證書



## パリ条約加盟後の馳名商標保護



中国が『パリ条約』に加盟した後、馳名商標保護の義務を履行してきた。

- 中国がパリ条約に加盟した時間：1984年
- 日本がパリ条約に加盟した時間：1899年

### 全国人大常委会关于我国加入 《保护工业产权巴黎公约》的决定

一九八四年十一月十四日通过

第六届全国人民代表大会常务委员会第八次会议决定：中华人民共和国加入《保护工业产权巴黎公约》（1967年斯德哥尔摩文本），同时声明：中华人民共和国对公约第二十八条第一款予以保留，不受该款约束。

### 国务院关于提请审议加入 《保护工业产权巴黎公约》的议案

全国人民代表大会常务委会员：

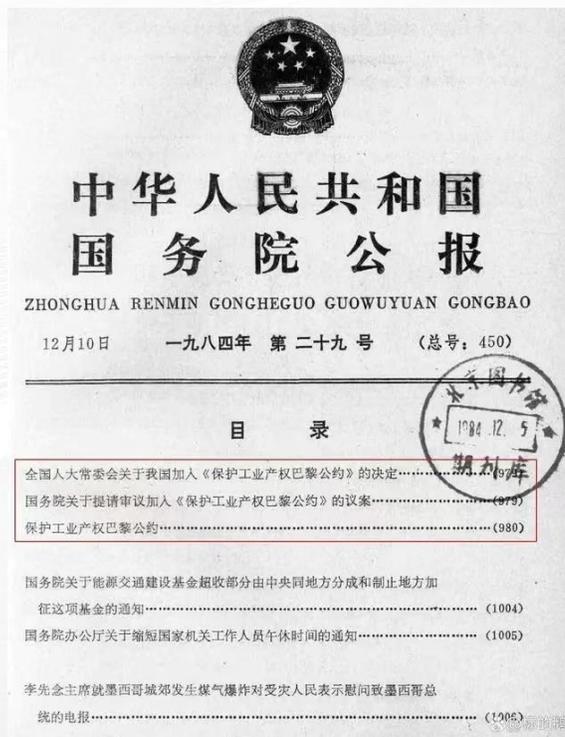
《保护工业产权巴黎公约》（以下简称《巴黎公约》）是一八八三年由十一个国家在巴黎签订的，目前已有缔约国九十四国。一百年来，《巴黎公约》经过了六次修订，现行的文本是一九六七年斯德哥尔摩修订的。《巴黎公约》是在国际上有较大影响的保护工业产权的主要公约。该公约的主要规定同我国的专利法和商标法的精神是一致的。为了更好地贯彻对外开放政策，促进我国同其他国家在工业产权领域的交流与合作，并为专利法和商标法的施行创造更为有利的条件，我国有必要加入《保护工业产权巴黎公约》（一九六七年斯德哥尔摩文本）。

公约第二十八条第一款规定，缔约国之间对该公约的解释或适用有争议，不能协商解决时，争议的一方得向国际法院起诉。对此，根据我国不接受国际法院强制管辖的一贯立场，在加入该公约时拟声明对该款提出保留，不受其约束。

现送上《保护工业产权巴黎公约》，请予审议决定。

国务院总理 赵紫阳  
一九八四年十一月一日

• 979 •



## 国際条約を適用して馳名商標を認定した

➤ 1987年8月、最初の行政認定馳名商標 -「PIZZA HUT」



➤ 1988年8月、「Lux 力士」



➤ 1989年3月、「Marlboro 万宝路」



➤ 1989年11月、「同仁堂」



## 国家工商行政管理局商标局文件

(89) 商标字第 2 号

关于保护万宝路地名商标问题的批复

浙江省工商行政管理局：

我局收到杭州市工商行政管理局《关于“万宝路”商标是否侵权的请示报告》【杭工商广（89）第33号】，现批复如下：

“万宝路”和“MARLBORO”商标是美国菲利普莫里斯产品有限公司使用在卷烟上的驰名商标，已在我国注册（商标注册证号分别为352035、279473）。依据《保护工业产权巴黎公约》的有关规定，对驰名商标应给予充分保护。杭州葡萄酒二厂将与“万宝路”、“MARLBORO”商标相同、近似的文字、图形作为葡萄酒包装盒的装潢使用，已构成《商标法》第三十八条（3）款所述的“给他人的注册商标造成其他损害”的侵权行为。请局对杭州葡萄酒二厂的上述商标侵权行为依法予以处理。

近来，一些企业或个人工商户，在自己生产或经销的商品及包装上抄表、模仿驰名商标的情况时有发生。这种不正当的经营行为，侵犯了他人注册商标专用权，损害了消费者的利益，造成很坏

的对内对外影响。对于这种情况，工商行政管理机关一方面要对企业和个人工商户加强商标法制教育，另一方面要对侵犯驰名商标专用权的行为坚决予以查处。

请将上述意见转告杭州市工商行政管理局。

一九八九年三月十日

商标局

附件：杭工商广（89）第33号：《关于“万宝路”葡萄酒是否侵权的请示报告》

抄送：各省、自治区、直辖市、计划单列市工商行政管理局

## 国際条約を適用して馳名商標を認定した

- 1989年8月2日、『酒類商標の整備作業におけるいくつかの問題に関する通知』
- 1989年10月26日、『酒類商品における「シャンパン」又は「Champagne」文字の使用停止に関する通知』
- 1990年12月、初回消費者による馳名商標選出イベント。A級トップ10は「中国馳名商標証書」が授けられた。



## 商標法の第1回改正



- 1993年2月、『商標法』の第1回改正。役務商標が商標法の保護下に置かれ、商標権侵害への打撃が強化された。
- 1993年7月、『商標法実施細則』が改正され、「既に公衆に熟知された商標」の保護に関する規定が追加された。
- 1996年8月、『馳名商標の認定と管理に関する暫定規定』（国家工商局56号令）が發布され、登録馳名商標が保護されるようになった。
- 1999年と2000年に、合計346件の商標（うち、日本商標28件）を含む『全国重点商標保護名簿』が作成された。

TOSHIBA

Makita

Nintendo®

maxell

TOYOTA

NISSAN

Panasonic

National

YKK

aiwa

HONDA

SEIKO

CITIZEN

西铁城

KENWOOD

S&amp;B

Canon

SANYO

SONY

YAMAHA

NGK

住友化学

TOTO

SANRIO

## 国家工商行政管理局商标局认定驰名商标公告

(1997)第1号

为了切实保护驰名商标注册人的合法权益,维护社会经济秩序,促进经济发展,国家工商行政管理局商标局依据《中华人民共和国商标法》和国家工商行政管理局《驰名商标认定和管理暂行规定》,认定下列23个商标为驰名商标,并依法予以保护。

特此公告。

 一九九七年四月九日  
 商标局

## 驰名商标名单

序号	商 标	使用商品	商标注册人	序号	商 标	使用商品	商标注册人
1	灯塔	油漆	天津油漆厂	13	嘉陵	摩托车	中国嘉陵工业股份有限公司(集团)
2	马利	美术颜料	上海美术颜料厂	14	红豆	服装	红豆集团公司
3	美加净	化妆品	上海家化联合公司	15	森达	皮鞋	森达集团公司
4	金驼	电解镍	金川有色金属公司	16	雅戈尔	服装	雅戈尔集团股份有限公司
5	张小泉	剪刀	杭州张小泉剪刀厂	17	红梅	味精	沈阳味精厂
6	长虹	电视机	国营长虹机器厂	18	健力宝	饮料	广东健力宝集团有限公司
7	康佳	电视机	康佳集团股份有限公司	19	椰风	饮料	海南金海食品总厂
8	小天鹅	洗衣机	无锡小天鹅股份有限公司	20	燕京	啤酒	北京燕京啤酒集团公司
9	冰山	制冷设备	大连冷冻机股份有限公司	21	杏花村	酒	山西杏花村汾酒厂股份有限公司
10	美菱	电冰箱	合肥美菱股份有限公司	22	郎	酒	四川省古蔺郎酒厂
11	澳柯玛	冰柜	青岛澳柯玛集团总公司	23	红塔山	卷烟	玉溪卷烟厂
12	东风	汽车	东风汽车公司				

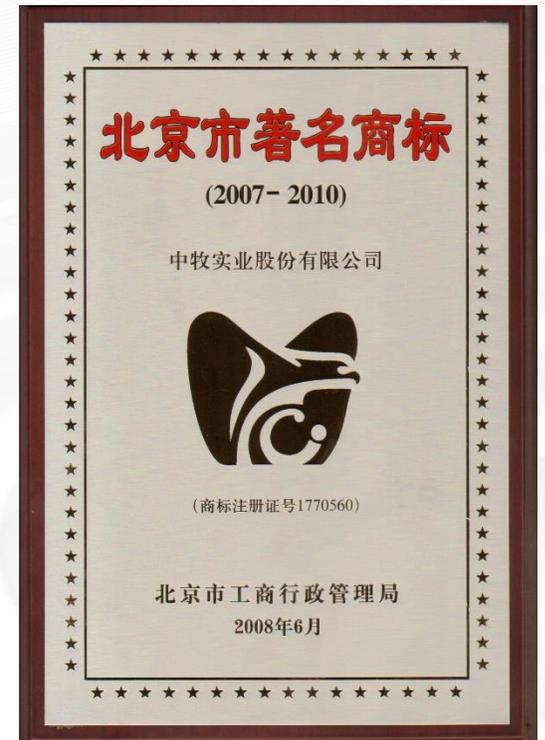
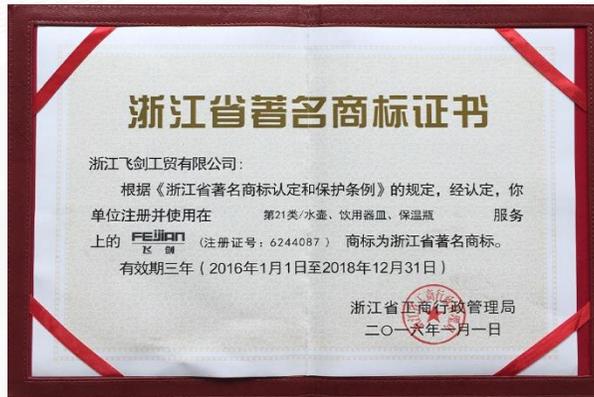
(注:上述顺序系按商标注册用商品国际分类排列)

## 馳名商標と並行する地方著名商標の選定

省・自治区・直轄市の工商行政管理総局は、相次いで2000件余りの商標に『地方著名商標証書』を発行した。

- 1996年より、各省・市は次第に著名商標の認定・保護を開始した。
- 形態：地方法令、地方政府規則、地方工商局規範的文書
- 2019年から、市場監督管理総局は著名商標の政府選定を中止すると発表した。

◆ 一部の地域では、著名商標の選定がまだある。





- 2001年1月、最初の司法認定馳名商標、米国デュポン社「DUPONT」商標
- 2001年7月、『最高人民法院によるコンピューターネットワークのドメインネームに係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈』では、**人民法院が法に基づき馳名商標を認定できる**ことを初めて明確にされた。
- 2001年10月、『商標法』の第2回改正
- 2001年12月11日、中国がWTOに加盟



- 2003年4月、国家工商行政管理総局が『馳名商標の認定と保護に関する規定』を發布した
  - 馳名商標の認定原則として、「ケース認定、受動的保護」と強調した。
  - 行政による馳名商標の認定の手続きを詳細化した。
- 2006年11月、『馳名商標司法認定届出制度の創設に関する最高人民法院の通知』が發布された
  - 馳名商標の認定に係る事件は、各高級人民法院により最高人民法院民三庭に届け出ること。

### 国家工商总局商标局新近认定的 43 件驰名商标

商 标	商标所有人	类别及使用商品/服务
河套	内蒙古河套酒业集团股份有限公司	第 33 类:酒
草原	包头华资实业股份有限公司	第 30 类:糖
捷安特	巨大机械工业股份有限公司	第 12 类:自行车
三精	哈药集团三精制药有限公司	第 5 类:人用药
金洲	金洲集团有限公司	第 6 类:焊接钢管、金属管道配件
忠旺	辽阳忠旺集团有限公司	第 6 类:铝型材
古城	河北古城香业集团股份有限公司	第 3 类:卫生香
升达	四川升达林产品有限公司	第 19 类:地板
再林	海南先声药业有限公司	第 5 类:西药
宝胜	宝胜集团有限公司	第 9 类:电缆、电线
鲁能	山东鲁能控股集团	第 40 类:能源生产
ZWZ	瓦房店轴承集团有限责任公司	第 7 类:轴承
华丰	大连华丰家具有限公司	第 20 类:木制家具
珍珠	浙江珍珠有限公司	第 25 类:羊毛衫、羊绒衫
哥俩好	抚顺合乐化学有限公司	第 1 类:工业用粘合剂、工业用胶
爱仕达	浙江台州爱仕达电器有限公司	第 21 类:压力锅、不粘锅
美欣达	浙江美欣达集团股份有限公司	第 24 类:布
飞彩	安徽飞彩(集团)有限公司	第 12 类:农用运输车
克胜	江苏克胜集团股份有限公司	第 5 类:农药
阪神	江苏阪神电器股份有限公司	第 11 类:冷冻箱
四特	江西樟树四特酒厂	第 33 类:酒

市场报/2005年/04月/29日/

### 最高院认定 29 件驰名商标公布 10 大驰名商标典型案例

丁曼丽

本报讯 记者丁曼丽报道:人民法院自 2001 年 7 月开始在商标、域名等纠纷案件的审判中认定驰名商标以来,截至 2005 年 4 月底,已认定了“中化”、“Rolex”、“奇正”、“红河”、“舒肤佳/safeguard”、“沃尔玛”、“DUPONT”、“立邦”、“国美电器”、“平安”等 29 件驰名商标。人民法院通过在案件中认定驰名商标,加强了对驰名商标的司法保护力度,切实保护了中外权利人的合法利益。同时,由于驰名商标具有较高声誉和广为相关公众熟知的特性,经过司法认定的驰名商标进一步催化了企业无形财产的形成和发展,给企业带来巨大商机,在某种程度上也推动了品牌经济的发展,取得了良好的法律效果和社会效果。

316788 号组合商标(中化+Sinochem+椭圆图形)。2002 年 2 月,“中化”(进出口代理服务)被国家商标局认定为驰名商标。该涉案商标在 2000 年浙江中化公司成立前即为驰名商标。浙江中化公司、上海中化公司从事的经营活动均与化工领域有关,其行为有明显的搭便车的故意,造成了“中化”驰名商标的淡化,构成了商标侵权和不正当竞争。北京市高级人民法院二审维持原判。

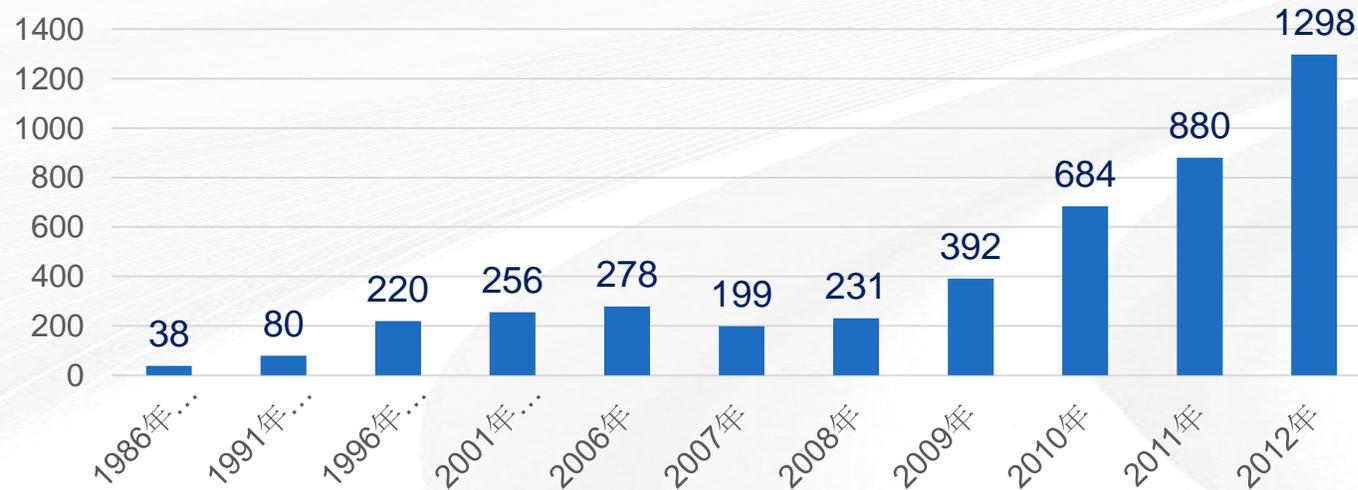
北京国美电器有限公司与涂汉桥商标侵权纠纷案

涂汉桥于 2003 年 12 月成立武汉市江汉区国之美百货店。同月,涂汉桥在《武汉晚报》上以江汉区国美百货的名义刊登招聘启事,并在

2008年6月、『国家知的財産権戦略綱要』発布

- 2002～2012年、商標局は行政認定馳名商標の数を定期的に公表
- 2008年、『中国商標戦略年次発展報告書』を毎年発表
- 2009年4月、『最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈』が発布された

過去年度ごとの馳名商標の認定件数



中国商標戦略年次発展報告



(2008)

中华人民共和国国家工商行政管理总局 商 标 局  
 福建律師事務所

## 異化の主な現象

- 認定件数が異常に倍増する
- 各地奨励政策続出、馳名商標が名誉称号に変わった
- 馳名商標の使用が混乱している
- 意図的に虚偽の紛争を作る
- 馳名商標の認定は信用を失っている

### 关于表彰我省获得中国名牌产品和中国驰名商标称号企业的决定

发布日期：2003-09-15 浏览次数：516

## 广东省人民政府文件

粤府〔2003〕77号

### 关于表彰我省获得中国名牌产品和 中国驰名商标称号企业的决定

各地级以上市人民政府，各县（市、区）人民政府，省政府各部门、各直属机构：

实施名牌带动战略工作是我省贯彻落实党的十六大、省第九次党代会精神，全面提高我省综合经济实力、建设经济强省的一项重要战略部署。我省企业在贯彻实施名牌带动战略工作中，以市场为导向，加强对自有品牌的经营，通过科技创新、管理创新、产品创新，塑造出许多省内、国内甚至国际品牌。至今，我省企业共有58个产品被国家质检总局授权的“中国名牌战略推进委员会”评为“中国名牌产品”、27件商标被国家工商总局认定为“中国驰名商标”。省人民政府决定，对上述获得“中国名牌产品”和“中国驰名商标”的企业予以100万元的奖励。

希望获奖企业珍惜荣誉，戒骄戒躁，再接再厉，在省委、省政府的领导下，抓住新机遇，向世界知名品牌冲刺，夺取更大的成绩。省政府号召全省特别是各企业要以获奖企业为榜样，进一步加大实施名牌带动战略工作的力度，把争创名牌产品与产品结构调整、技术创新和管理创新有机结合起来，苦练内功，做大做强，塑造出更多更强的中国名牌乃至世界名牌，为我省增创新优势、当好排头兵、建设经济强省做出更大的贡献。

□

- 附件：1. 广东省2001年获得“中国名牌产品”的企业名单  
 2. 广东省2002年获得“中国名牌产品”的企业名单  
 3. 广东省2003年获得“中国名牌产品”的企业名单  
 4. 广东省获得“中国驰名商标”的企业名单

## 商標法の第3、4回改正

- 2013年8月、『商標法』第3回改正
  - 馳名商標の認定方式を**受動的認定、請求に基づく認定、必要に応じた認定**と明確にした
  - **「馳名商標」の宣伝及び使用を禁止する条項を追加した**
    - ◆ 違法の結果：地方工商行政管理部门によって是正を命じ、10万元の罰金を科す
- 2014年5月、『馳名商標の認定と保護に関する規定』改正
- 2019年4月、『商標法』第4回改正
  - 改正内容が少ない
  - 馳名商標関連条項に係わっていない
- 馳名商標の認定に係る政策の現状
  - 行政プロセスによって認定された馳名商標の数は公開しなくなっている
    - ◆ 認定件数が極めて少ない
  - 行政裁定文書では直接「馳名商標」という文字を避けるようにしている



### 第10条【馳名商標及びその保護原則】

- 関連する公衆に広く知られている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。
- 馳名商標の保護は、**個別認定、受動的保護、必要に応じた認定という原則**に従う。
- 馳名商標の保護範囲及び強度は、その顕著な特徴及び知名度に適應しなければならない。
- 商標の馳名状況は、当事者の請求に基づいて、商標に係る事件の処理において認定が必要な事実として確認をしなければならない。

商標の馳名状況の確認にあたって、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。

(二) 当該商標の継続使用期間、方式及び地域の範囲。

(三) 当該商標の如何なる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。

(四) 当該商標の国内及び国外における出願と登録の状況。

(五) 当該商標が受けた保護の記録、特に馳名商標として保護を受けた記録。

(六) 当該商標の価値。

(七) 当該商標が馳名であることに関するその他の要素。

国家知识产权局

关于《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》公开征求意见的通知

为贯彻落实习近平总书记关于知识产权工作的重要指示精神和党的二十大关于“加强知识产权法治保障”的部署要求，进一步完善商标制度，解决商标领域存在的突出问题，促进社会主义市场经济高质量发展，国家知识产权局积极推进《中华人民共和国商标法》修改工作，起草了《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》，现向社会各界公开征求意见。有关单位和社会各界人士可以在2023年2月27日前，通过以下方式，围绕征求意见稿的修改完善提出具体意见：

一、通过电子邮件将意见发送至：tiaofasi@cnipa.gov.cn。

二、传真：010-62083681。

三、通过信函方式寄至：北京市海淀区西土城路6号国家知识产权局条法司条法二处 邮编100088（请于信封左下角注明“商标法”）。

附件：1·中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）

2·关于《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》的说明

3·《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》修改对照表

国家知识产权局

2023年1月13日

**第十三条第二項、第三項**

同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。↵

非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益が損なわれる可能性があるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。↵

**第十八条【馳名商標の保護】**

同一又は類似の商品について使用又は登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。↵

非類似の商品について使用又は登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、当該馳名商標の所有者の利益が損なわれる可能性があるときは、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。↵

使用又は登録出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、当該商標と当該馳名商標に相当程度の関連があると大衆に思わせるに足り、かつ馳名商標の顕著性を弱め、馳名商標の市場名声を故意に低く見積もり、或いは不正に馳名商標の市場名声を利用した場合、その使用を禁止し、かつ、登録をしない。↵

国家知识产权局

关于《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》公开征求意见的通知

为贯彻落实习近平总书记关于知识产权工作的重要指示精神和党的二十大关于“加强知识产权法治保障”的部署要求，进一步完善商标制度，解决商标领域存在的突出问题，促进社会主义市场经济高质量发展，国家知识产权局积极推进《中华人民共和国商标法》修改工作，起草了《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》，现向社会各界公开征求意见。有关单位 and 各界人士可以在 2023 年 2 月 27 日前，通过以下方式，围绕征求意见稿的修改完善提出具体意见：

- 一、通过电子邮件将意见发送至：tiaoofasi@cnipa.gov.cn。
- 二、传真：010-62083681。
- 三、通过信函方式寄至：北京市海淀区西土城路 6 号国家知识产权局条法司条法二处 邮编 100088（请于信封左下角注明“商标法”）。

附件：1·中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）

2·关于《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》的说明

3·《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》修改对照表

国家知识产权局

2023 年 1 月 13 日

### 第45条【相対的理由による無効宣告及び商標移転】

- 既に登録された商標が、この法律の第18条、第19条、第20条第1項、第23条、第24条、第25条の規定に違反した場合、先行権利者又は利害関係者は、商標の登録日から5年以内に、国務院の知的財産権行政部門に当該登録商標の無効宣告請求をすることができる。この法律の第18条、第19条の規定に違反し、又はこの法律の第23条の規定に違反して他人が既に使用し、一定の影響力を有する商標を不正な手段で抜け駆け登録した場合、先行権利者は当該登録商標の自身の名義への移転を請求することができる。悪意のある登録の場合、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。
- 国務院の知的財産権行政部門は、登録商標の無効宣告請求又は登録商標の移転の請求を受領した後に、書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。国務院の知的財産権行政部門は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持、又は登録商標の移転又は登録商標の無効を宣告する裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を経て、6ヶ月間延長することができる。当事者が国務院の知的財産権行政部門の裁定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

### 備考：

- 2024年5月6日、国務院弁公庁が『国務院2024年度立法業務計画』を發布した
- 商標法改正草案は全国人民代表大会常務委員会に審議のために提出される26の法律案の一つである



03

# 馳名商標の認定と保護の方法

PART THREE



## 司法保護と行政保護の二重制度

### • 国家知識産権局

- 馳名商標の認定方法
  - ◆ 商標異議申立事件
  - ◆ 商標審判事件



### • 地方市場監督管理局

- 2018年の国務院機構改革後、商標法執行は市場監督管理局法執行チームの担当となった
- 馳名商標認定に係る事件は、市(地、州)級以上の市場監督管理局が管轄する
- 地級市場監督管理局はレベルごとに国家知識産権局に報告する



注：税関は馳名商標の認定に係らない

## 馳名商標認定事件の管轄法院の変化

- 2002年以来、馳名商標認定事件とその他の商標事件の管轄法院は同じである
  - 管轄法院：中級人民法院+最高人民法院が認定した基層人民法院
  - 基層人民法院は最高人民法院の回答書によって決定する
  - 2010年と2022年、最高人民法院は2回にわたって関連する基層人民法院の名簿を発表した



最高人民法院关于同意指定广州市越秀区人民法院审理部分知识产权民事纠纷案件的批复

(2005年12月14日 法函[2005]113号)

广东省高级人民法院：

你院粤高法[2005]320号《关于增加指定广州市越秀区人民法院受理一审知识产权民事纠纷案件问题的请示》收悉。经研究。批复如下：

同意指定广州市越秀区人民法院为审理发生在本辖区内除专利、植物新品种、集成电路布图设计纠纷案件之外的知识产权民事纠纷案件的第一审法院。案件的受理仍应当依照人民法院有关级别管辖的规定进行。

此复

- 2009年1月、『最高人民法院による馳名商標の認定に関連する民事紛争事件の管轄問題に関する通知』
  - 管轄法院：省都、州都、直轄市、計画単列市の中級人民法院と最高人民法院によって認可された中級人民法院

### 馳名商標認定事件の管轄法院の変化

- 2014年、北京、上海、広州知的財産権法院が成立し、管轄法院には知的財産権法院が追加された
  - 2020年、海南自由貿易港知的財産権法院が成立した
- 2017年から、地方知的財産権法廷が次第に成立し(中級人民法院の内部機関)、同様に馳名商標認定事件の管轄権を有する
  - 2019年に成立した海口知的財産権法廷は、2020年に海南自由貿易港知的財産権法院に昇格した
- 2022年4月21日、『最高人民法院による知的財産権民事・行政事件の第一審の管轄に関する若干の規定』
  - 管轄法院は**知的財産権法院**、**中級人民法院**と最高人民法院によって批准された**基層人民法院**に変わった
  - 今現在まで、基層人民法院が馳名商標認定事件の管轄権を取得したという話は聞いていない



### 検察機関による知的財産権事件への検察監督

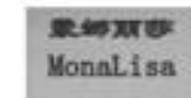
- 2020年11月6日、最高人民検察院は内部の統合事件管理組織の形で知的財産権検察弁公室を設立した
- 地方検察院は一般的に知的財産権検察弁公室を設立した
- 最高人民検察院による第191号参考事例
  - 広州蒙娜麗莎建材公司、広州蒙娜麗莎浴室備品公司vs国家知識産権局の商標争議行政紛争訴訟監督事件
- 一審：基礎となる商標ののれんの継続としての係争商標は引用商標と商品が類似しているが、商標が近似していない
- 第二審：係争商標と引用商標とは商品が類似しておらず、商標も近似しない
- 再審：再審申請が却下された
- 検察監督、再審認定：

係争商標と引用商標は、類似商品における近似商標である



争议商标

(第 4356344 号)



引证商标

(第 1558842 号)



基础商标

(第 1476867 号)



# 04 馳名商標の特別保護

PART FOUR



- 保護範囲
  - 一般商標：同種又は類似商品
  - 登録馳名商標：類似しない商品
- 類似商品の判断基準
  - 商品の機能、用途、原料、製造部門、販売ルートと消費対象等
- クロスクラス保護の意味
  - 類似商品横断的な保護であって、商品区分横断的な保護ではない
- 『類似商品・役務区分表』の役割
  - 『ニース分類』に基づいて作成
  - 行政プロセスにおいては主な根拠とされる
  - 司法プロセスにおいては参考に止まる



## クロスクラス保護—馳名商標の「広い保護」



## コダック・エレベーター事件

# Kodak

- 「フィルム」から「エレベーター」へ
- 「KODAK」商標は、1888年にイーストマン社によって創作されたファンシフル・マークであり、世界中で広く登録されている。100年以上にわたるイーストマン社の広範かつ継続的な広告と宣伝、及びKODAK商標とその製品の優れた品質により、イーストマン社のKODAK製品は世界中で幅広いユーザー層を獲得している。
- イーストマン社は長年にわたり広告に多額の投資を行い、継続的かつ広範なブランドプロモーションを行ってきた。伝統的及びデジタルイメージング製品の「KODAK」ブランドは、中国で多くの消費者を獲得している。同時に、「KODAK」は、KODAKの伝統的及びデジタルイメージング製品が一般消費者の生活に密着していることから、誰でも知っている商業ブランドになっている。
- 以上の事実に鑑み、当院は、イーストマン社の「KODAK」登録商標は、市場において高い評判を有し、関連公衆に熟知されている商標であり、司法による保護においては「馳名商標」として認定し、法律に定められた商品・役務の区分横断的で高水準の保護が与えられるべきであると考える。
- 法院は裁判の根拠として『工業所有権の保護に関するパリ条約』とTRIPsを引用した。



## クロスクラス保護—馳名商標の「広い保護」

### ニコン電動自転車事件

- 「カメラ」から区分に跨って「電動自転車」へ




### 中信家具事件

- 「金融役務」から区分に跨って「家具」へ



### 钉钉冒菜事件

- 「オフィスソフト」から「飲食役務と食品」へ

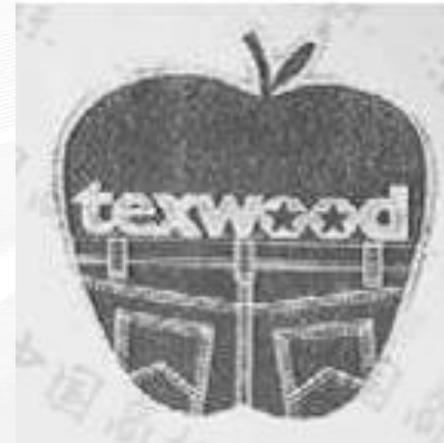
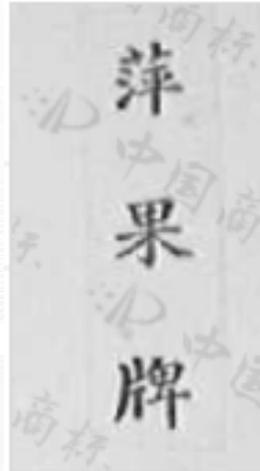
権利商標	侵害登録商標	侵害者が実際 使用している商標
		

## 同区分馳名商標認定は禁止領域ではない---アップル事件

➤ 係争商標:

# APPLES

➤ 引用商標:



- 商標法第13条第2項によると、「非同一又は非類似の商品」について他人の登録した馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものをもって商標登録出願をする行為は禁じられている。したがって、同一及び類似の商品についてすでに周知された二つの引用商標を翻訳・模倣して係争商標を登録出願する行為は、なおさら本規定に禁止される対象である。

## 「混同防止」から「連想防止」へ——馳名商標の「強い保護」

### 侵害判断

- 一般商標：関連公衆の混同を招きやすい
- 登録馳名商標：公衆をミスリードすることで、当該馳名商標権利者の利益が侵害され得る結果をもたらす

海底捞 VS 河底捞



今日头条 VS 今日头条鱼



今日头条 VS 今日油条



## 登録商標への対抗—馳名商標の「強い保護」

### 宜家(イケア)事件:

➤ 権利基礎:

IKEA

宜家

➤ 被告登録商標: 瑞麗宜家

➤ 被告侵害標識: 瑞麗宜家、瑞麗宜家

瑞麗宜家



➤ 2009年7月10日、被告は企業名称を「瑞麗宜家公司」に変更した

➤ 原告商標「宜家」の出願日は被告商標「瑞麗宜家」のそれより早かったが、登録日は被告商標のそれより遅かった

### 法院の認定:

➤ 被告の企業名称変更前、「IKEA」は馳名商標となっており、「宜家」は未登録馳名商標である

➤ 被告は、損害賠償及び合理的な費用として合計150万元を支払う

## 愛慕事件：

➤ 原告商標：



Aimer 爱慕

➤ 被告登録商標：



AIMU艾慕

➤ 被告は、損害賠償及び合理的な費用として、合計34.6万元を支払う



## 企業名称への対抗—馳名商標の「強い保護」

『最高人民法院による馳名商標の保護に関連する民事紛争事件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈』  
第2条:

次の各号に掲げる民事紛争事件において、当事者が、商標が馳名であることを事実上の根拠とし、人民法院が事件の具体的状況に基づき確かに必要性があると考える場合は、係る商標が馳名かどうかについて認定を行う。

(二) 被告の企業名が自分の馳名商標と同一又は近似することを理由に提起した商標権侵害訴訟又は不正競争訴訟。

### 中信公司在江蘇中信建設を相手取った事件

- 1999年12月、中信公司の「中信」商標が馳名商標として認定された
- 1990年4月7日、啓東市第三建築安装工程公司在設立した
  - ◆ 2002年7月22日、「南通中信建設工程有限公司」に改名
  - ◆ 2008年3月19日、「江蘇中信建設集团有限公司」に改名
- 江蘇高級人民法院:「中信」という文字の強調使用を止め、会社名を変更し、影響を排除する声明を公表し、50万元を賠償すること
- 南京高級人民法院:控訴を棄却し、元判決を維持する。



## ドメイン名への対抗—馳名商標の「強い保護」

『最高人民法院によるコンピューターネットワークのドメインネームに関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈』第4条：

人民法院はドメインネーム紛争事件の審理において、次に掲げる各項の条件に適合する場合、被告によるドメインネームの登録、使用などの行為が権利侵害又は不正競争を構成すると認定しなければならない。

(二) 被告のドメインネーム又はその主要構成部分が原告の馳名商標を複製、模倣、翻訳又は音訳したものである、又は原告の登録商標、ドメインネームなど同一又は類似し、関連公衆の誤認を招くのに足りる場合。

米其林(ミシュラン)社が李道偉、森麒麟公司、森泰達公司を相手取った事件

- ミシュラン社の複数の商標は馳名商標として認定された
- 森泰達公司与森麒麟公司是 [cenchelyn.com](http://cenchelyn.com) というドメイン名を登録・使用した
- 第一審と第二審では、「cenchelyn」は「米其林」と「MICHELIN」のいずれとも近似しないと判断された
- 再審法院では、「cenchelyn」は「米其林」とは類似しないが、「MICHELIN」とは近似すると判断された



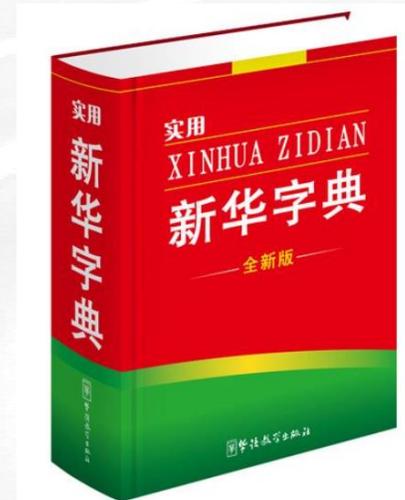
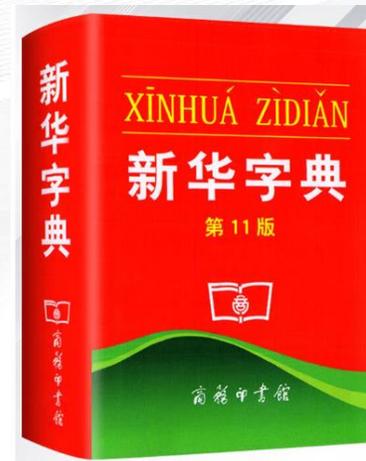
### • 蒙牛酸酸乳事件

- 司法によって認定された最初の未登録馳名商標



### • 新華辞典事件

- 新華辞典は一般名称ではない
- 類似する装飾は不正競争に該当する
- 被告は損害賠償を300万元支払う



## 悪意で抜け駆け登録した馳名商標の無効宣告請求は5年間の制限を受けない

### 登録商標の無効宣告を請求する相対的な理由

#### 『商標法』第45条

既に登録された商標が、この法律の第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない。



## 悪意で抜け駆け登録した馳名商標の無効宣告請求は5年間の制限を受けない

### 「中信」事件

➤ 係争商標:



➤ 出願番号: 3108040

➤ 出願日: 2002-3-8

➤ 登録日: 2003-5-14

➤ 指定商品: 繊維光ファイバーケーブル; 電力材料(電線、ケーブル)

➤ 引用商標一:



➤ 出願番号: 847836

➤ 出願日: 1994-7-25

➤ 指定役務: 金融サービス

➤ 無効宣告請求日: 2017-8-11

引用商標二:



出願番号: 848828

出願日: 1994-8-2

指定商品: 電気めっき; 電解装置; 電池など

## 悪意で抜け駆け登録した馳名商標の無効宣告請求は5年間の制限を受けない

### 「玉兰(玉蘭)」事件

- 係争商標：出願番号：1904474
- 出願日：2001-5-15
- 登録日：2002-8-21
- 指定商品：シャンプー、石鹸、洗顔料、トイレタリー、化粧品、美白クリーム、香水、日焼け止め、スプレー、パウダー

威仕达玉兰

- 引用商標一：
- 出願番号：380392
- 出願日：1990-1-1
- 指定商品：スノークリーム、化粧水、ローズハニー、  
そばかすクリーナー
- 無効宣告請求日：2010-8-4

玉兰

引用商標二：

出願番号：1684381

出願日：1999-7-1

指定商品：化粧品、スキンケア化粧品など

玉兰油

被侵害商標の知名度は賠償金額判断時の考慮要素の一つである

小米事件： 小米

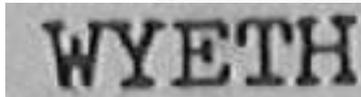
- 侵害者の売り上げは計1.35億元である
- 賠償金3,000万元(合理的な支出を含む)の支払いと判決した

百強家具事件：



- 賠償金1,196万元(合理的な支出56万元を含む)の支払いと判決した

惠氏(ワイス)事件：



- 損害賠償3,000万元、合理的な支出55万元の支払いを判決した
- 3倍の懲罰的損害賠償が適用され、賠償総額は基数の4倍になる





# 馳名商標の認定と保護の実務

PART FIVE



『商標法』第14条第1項：馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る事件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。
- (二) 当該商標の継続使用期間。
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。
- (四) 当該商標の馳名商標としての保護記録。
- (五) 当該商標が馳名であることのその他の要因。



『馳名商標認定保護規定』第9条：以下に掲げる資料は、商標法第14条第1項の規定に合致することを証明する証拠資料とすることができる。

(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度を証明する資料。

(二) 当該商標の継続使用期間を証明する資料。例えば、当該商標の使用、登録の履歴と範囲を証明する資料。当該商標が**未登録商標**である場合、その継続使用期間が**5年**を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。当該商標が**登録商標**である場合、その登録期間が**3年**を下回らない、又は継続使用期間が**5年**を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。

(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲を証明する資料。例えば、直近**3年間**の広告宣伝と販促活動の方式、地域範囲、広告媒体の種類及び広告宣伝費等の資料。

(四) 当該商標が中国又は他の国・地域で馳名商標として保護を受けたことを証明する資料。

(五) 当該商標が馳名であることを証明するその他の証拠資料。例えば、当該商標を使用した主要商品の直近**3年間の売り上げ**、市場占有率、**純利益**、納税額、販売地域等の資料。

『最高人民法院による馳名商標の保護に関連する民事紛争事件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈』  
第5条:

当事者は、商標が馳名であると主張する場合には、事件の具体的状況に基づき、次の各号に掲げる証拠を提供し、訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の発生時にその商標がすでに馳名であった旨を証明しなければならない。

- (一) 当該商標を使用する商品の市場占有率、販売地域、粗利益等。
- (二) 当該商標の継続使用期間。
- (三) 当該商標の宣伝又は販売促進活動の方式、継続期間、程度、資金投入及び地域範囲。
- (四) 当該商標がかつて馳名商標として保護を受けた記録。
- (五) 当該商標が享有する市場における名声。
- (六) 当該商標がすでに馳名であった旨を証明するその他の事実。

前項の関連する商標の使用の期間、範囲、方式等は、その登録許可前の継続使用の状況を含む。

商標の使用期間の長短、業界順位、市場調査報告、市場価値評価報告、過去の著名商標認定の有無等の証拠について、人民法院は、商標が馳名であると認定するその他の証拠を踏まえ、客観的、全面的に審査しなければならない。



## 司法認定と行政認定の相違点

司法ルートは行政プロセスよりも証拠要件が柔軟である—美图秀秀 (Meitu) 事件

種類: 商標権無効宣告請求行政紛争

商標登録者の貝某の係争商標: 第3類

美图秀秀  
MEITUXIUXIU

無効宣告請求人のXiamen Meitu Network社の引用商標: 第9類

美图秀秀

法院の見解:

- PC端末とモバイル端末でのMeituソフトウェアのインストール数は億単位に達した
- 関連する種類のソフトウェアのランキングで上位にランクインし、複数の業界賞を受賞した
- 多額の資金を投じて引用商標の継続的かつ広範な広告キャンペーンを実施した
- 会社の純利益: 2010年145.65万元、2011年-299.99万元、2012年-962.49万元、2013年43.56万元、2014年2626.23万元。
- 純利益は、引用商標の商標知名度と名声を判断する要因の一つに過ぎず……ソフトウェア開発やマーケティングの段階での投資が短期的な利益リターンを上回る可能性があるというインターネット業界の運営特性を考慮する必要がある。



美图秀秀

## 司法実務における馳名商標の役割

### 中国語と英語の商標の対応性認定における馳名商標の役割：日産事件

種類：商標争議行政紛争

華夏長城公司の係争商標：第4類



日産自動車株式会社の引用商標：第12類



法院の見解：

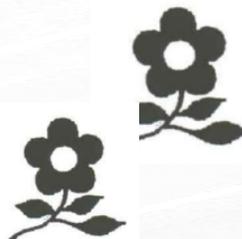
- 本事件における二つの引用商標の指定商品は自動車である
- 引用商標一「日産」は日産株式会社の企業屋号でもある
- 引用商標二における「NISSAN」文字と日産は対応関係にある

## 司法実務における馳名商標の役割

### 先行馳名商標ののれんの承継：モンジュイック事件

係争商標：2002-3-20出願、2003-7-21登録

➤ 先行商標1：1977-8-11、フランスで登録



➤ 先行商標2：1985-8-19出願、1986-6-30登録、2004年馳名商標と認定された

MONTAGUT

引用商標：1990-10-29出願、1991-11-20登録



最高人民法院の認定：

- 異なる登録商標の専用使用権は互いに独立しているが、商標が持つのれんは継承されるものである
- 後続の係争商標は先行の馳名商標ののれんの存在により、比較的短期間で高い知名度を持つことになる

## 司法実務における馳名商標の役割

### 知名度認定時の域外使用の考慮：栄華月餅事件

香港栄華公司、東莞栄華餅家有限公司と蘇国栄、佛山蘇氏栄華公司との間の「栄華月餅」標識をめぐる衝突

香港栄華：

元朗榮華 元朗榮華

蘇氏栄華：



最高人民法院の認定：栄華商標登録前、香港栄華会社が香港で長期間にわたって販売している栄華月餅は、次第に中国本土、特に香港に隣接する広東省に影響するようになった。1997年に蘇国栄が栄華商標を譲受してから本件の侵害行為が発生した時点まで、香港栄華会社の「栄華月餅」は客観的に周知商品となった。香港栄華公司、東莞栄華公司が長年にわたって使用し続けてきた包装装飾上の最も顕著な特徴的な標識「栄華月餅という文字+満月パターン」の組み合わせは、すでに周知商品特有の包装装飾となった。その包装装飾における「栄華月餅」は、商品の出所を区別する顕著な特徴を持っており、客観的には周知商品特有の名称となった。

『商標法改正草案(意見募集稿)』第10条：

商標の馳名状況の確認において、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

(四) 国内及び国外における当該商標の出願と登録の状況。

## 国家知識産権局が『商標法改正草案(意見募集稿)』を發布

現行規定 <sup>6</sup>	意見募集稿 <sup>6</sup>
<p><b>第十四条第一項<sup>6</sup></b> 馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定においては、以下の要素を考慮しなければならない。<sup>6</sup></p> <p>(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度<sup>6</sup></p> <p>(二) 当該商標の持続的な使用期間<sup>6</sup></p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲<sup>6</sup></p> <p>(四) 当該商標の馳名商標としての保護記録<sup>6</sup></p> <p>(五) 当該商標が馳名であることに関するその他の要素<sup>6</sup></p>	<p>馳名商標の保護は、ケース確認、受動的保護、必要に応じた確認の原則に従う。<sup>6</sup></p> <p>馳名商標の保護範囲及び強度は、その顕著な特徴及び知名度に適応しなければならない。<sup>6</sup></p> <p>商標の馳名状況は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として確認をしなければならない。商標の馳名状況の確認においては、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。<sup>6</sup></p> <p>(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度<sup>6</sup></p> <p>(二) 当該商標の持続的な使用期間、方式及び地域の範囲<sup>6</sup></p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲<sup>6</sup></p> <p>(四) 当該商標の国内及び国外における出願と登録の状況<sup>6</sup></p> <p>(五) 当該商標の保護された記録、特に馳名商標として保護された記録<sup>6</sup></p> <p>(六) 当該商標の価値<sup>6</sup></p> <p>(七) 当該商標が馳名であることに関するその他の要素<sup>6</sup></p>

国家知识产权局

关于《中华人民共和国商标法修订草案(征求意见稿)》公开征求意见的通知

为贯彻落实习近平总书记关于知识产权工作的重要指示精神 and 党的二十大关于“加强知识产权法治保障”的部署要求，进一步完善商标制度，解决商标领域存在的突出问题，促进社会主义市场经济高质量发展，国家知识产权局积极推进《中华人民共和国商标法》修改工作，起草了《中华人民共和国商标法修订草案(征求意见稿)》，现向社会各界公开征求意见。有关单位和各界人士可以在2023年2月27日前，通过以下方式，围绕征求意见稿的修改完善提出具体意见：

一、通过电子邮件将意见发送至：tiaofasi@cnipa.gov.cn。

二、传真：010-62083681。

三、通过信函方式寄至：北京市海淀区西土城路6号国家知识产权局条法司条法二处 邮编100088（请于信封左下角注明“商标法”）。

附件：1·中华人民共和国商标法修订草案(征求意见稿)

2·关于《中华人民共和国商标法修订草案(征求意见稿)》的说明

3·《中华人民共和国商标法修订草案(征求意见稿)》修改对照表

国家知识产权局

2023年1月13日

## 意見募集稿における「馳名商標の認定条項」とWIPOの『周知商標の保護規則に関する共同勧告』における関連条項の比較

意見募集稿	周知商標の保護規則に関する共同勧告
<p>第10条【馳名商標及びその保護原則】</p> <p>商標の馳名状況の確認においては、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>(一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。</p> <p>(二) 当該商標の継続使用期間、方式及び<b>地域的範囲</b>。</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び<b>地理的範囲</b>。</p> <p>(四) <b>当該商標の国内及び国外における出願と登録の状況</b>。</p> <p>(五) 当該商標が保護を受けた記録、特に馳名商標として保護を受けた記録。</p> <p>(六) <b>当該商標の価値</b>。</p> <p>(七) 当該商標が馳名であることに関するその他の要素。</p>	<p>第2条(1) [考慮すべき要因] (b)</p> <p>特に、管轄当局は、次の事項に関する情報を含むが、これらに限定されない、商標の周知性又は非周知性について推論を行うことができる要因に関して提出された情報を考慮しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関連公衆の当該商標に関する知識又は認識の程度</li> <li>2. 当該商標のいかなる使用の期間、範囲、地理的範囲</li> <li>3. 見本市又は展示会での商標を使用した商品及び/又は役務の広告又は公告、プレゼンテーションを含む、当該商標のいかなる宣伝の期間、範囲、地理的範囲</li> <li>4. <b>商標の使用又は認知の程度を反映することを意図した、当該商標のいかなる登録及び/又は登録出願の期間、地理的範囲</b></li> <li>5. 当該商標の権利行使に成功した実績、特に、商標が管轄当局によって周知商標として認定された範囲</li> <li>6. <b>当該商標に関連する価値</b></li> </ol> <p>(3) [考慮すべき要因] (a)加盟国は、以下の要素を周知商標の認定の条件とすることはできない。(i) <b>当該商標が当該加盟国において使用され、若しくは登録され、又は登録出願されていること</b></p>

## 共同勧告の解説書(WIPO国際事務局作成)

## 第2条に対する解説

- 2.4 第2条基準 注意すべきなのは、第2条第(3)号(a)の第(i)である。第(i)では、「周知商標として保護しようとする国において、商標が実際に使用されていることを要求してはならない」と規定している。但し、近隣の地域、同じ一つ又は複数の言語が話されている地域、同じメディア(テレビ、新聞、雑誌)がカバーする地域、又は密接な取引がある地域での当該商標の使用は、特定の国の人々に当該商標がどの程度知られているかを確認するのに関連する可能性がある。
- 2.7 第4条基準 ある商標の世界的範囲内で受けた登録の回数及びこれら登録の期間は、当該商標が周知であるかどうかを判断する指標となり得る。しかし、世界的範囲内の登録の回数が「関連する」とみなされる場合、登録者が同一人物であることを要求してはならない。なぜなら、多くの場合、商標は異なる国で同じグループに属する異なる会社によって所有されているからである。
- 2.8 第5条基準 地域性の原則(地理的原則)により、周知商標の権利行使は国単位で行われる。例えば、近隣国で周知商標の権利行使に成功した証拠や、特定の商標が近隣国で周知商標であると認定された証拠は、当該商標が特定の国で周知商標であるかどうかを判断するための指標となり得る。「行使」の概念を広く解釈すれば、周知商標の権利者が抵触する商標の登録を阻止する異議申立手続も対象となる。



## 無印良品の商業標識体系

### 登録商標

無印良品

商品商標 役務商標 馳名商標

### 未登録商標

無印良品

未登録馳名商標 一定の影響を持つ商品/役務名称

### 商号権

無印良品

企業屋号 役務屋号

### トレードドレス



製品外観 店舗外観 ウェブページデザイン

審判等級	江蘇事件	四川事件	新疆事件
第一審	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被告が枕、不織布製多目的タオル、保温手袋に「無印良品」を使用し、スリッパ等の領収書に「无印良品」を使用したことは侵害に当たる。</li> <li>2. 被告が店舗の看板、買い物袋、買い物かご、背景の壁などに「無印良品」のロゴを使用することは、原告の登録商標第4471277号の「他人のための販売促進」と同一の役務に該当する。</li> <li>3. 被告が「无印良品」を商号として使用することは、原告の第4471277号商標「無印良品」の馳名商標としての権利を害した。</li> <li>4. 経済的損害賠償、合理的な支出と訴訟費用として50万元の支払いを言い渡された。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被告が原告の第20類商標の専用使用権を侵害していると判決した。</li> <li>2. 「无印良品」が一定の影響力を持つ役務名称であり、被告が侵害に当たると認定した。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 係争店舗が看板、レジカウンターの背景壁面、店舗外壁、棚、チラシ等に「无印良品」の文字を使用することは、単品の出所表示ではなく、販売役務の提供者の表示に該当し、良品計画第35類の商標「無印良品」の専用使用権(同一役務)を侵害した。</li> <li>2. 係争店舗で販売されている「ネック枕カバー」製品は、良品計画の第20類商品の「无印良品」商標の専用使用権を侵害しており、販売されている「ワイプ」製品は、良品計画の第16類商品の「无印良品」商標の専用使用権を侵害している。</li> <li>3. 影響を除去し、損失を賠償する。</li> </ol>
第二審	<p>被告が店舗の看板、買い物袋、買い物かご、背景の壁などに「無印良品」のロゴを使用する行為は原告の登録商標第4471277号の「他人のための販売促進」と非常にクロスし重複しており、消費者には区別がつかない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「無印良品」は小売店の役務名称と役務屋号として知名度が非常に高く、被告が「无印良品」を企業屋号として使用することは原告の権利を害した。馳名に該当するかどうかについては、これ以上のコメントは差し控える。</li> <li>2. 被告は、オフライン及びオンラインショップを開設し、小売役務の提供において「無印良品」及び「无印良品」のロゴを広範かつ不規則に使用しており、消費者に原告を連想させやすく、混同や誤認を招くおそれがある。</li> <li>3. 北京無印良品投資有限公司とその株主である北京綿田紡織品有限公司は、「无印」「良品」「企画」及び時事の話題のキーワード「毎日優鮮」「江南STYLE」などをめぐって多数の商標を出願した。北京無印良品投資有限公司などの企業が「无印良品」を企業屋号としていることは、フリーライドの意図及び混同・誤認の客観的事実を有し、不正競争に当たる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被告が原告の第16類商標の専用使用権を侵害していると判決した。</li> <li>2. 被告が原告の第35商標専用使用権(類似役務)を侵害していると判決した。</li> </ol>	<p>第二審法院の見解:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提示された証拠から、第4471277号「無印良品」商標は登録後、現在に至るまで継続的に使用されており、長期的な使用と宣伝を経て、関連業界で高い知名度を得ていることが確認された。被告の行為は良品計画の第35類「無印良品」商標専用使用権(類似役務)を侵害している。</li> <li>2. 係争店舗で販売されている「ネック枕カバー」製品は、良品計画の第20類商品の「无印良品」商標の専用使用権を侵害しており、販売されている「ワイプ」製品は、良品計画の第16類商品の「无印良品」商標の専用使用権を侵害している。</li> <li>3. 影響を除去し、損失を賠償する。</li> </ol>
再審	—	—	<p>提示された証拠から、第4471277号「無印良品」商標は登録後、長期的な使用と宣伝を経て、関連業界で高い知名度を得ていることが確認された。再審では再審申請却下を言い渡された。</p>



観永律师事务所  
Knowledge & Practice

# THANK YOU

## ご清聴ありがとうございました

観永法律事務所 マネージングパートナー 黄義彪 弁護士

[trademark-jp@kplaw.com.cn](mailto:trademark-jp@kplaw.com.cn)

2024年11月